

## 松前町教育委員会後援及び教育長賞の交付に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、後援及び教育長賞の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「後援」とは、教育委員会が、教育委員会の施策推進に有益と認める事業に対し、教育委員会の名義使用等の援助を行うことをいう。

(後援の基準)

第3条 教育委員会は、後援の対象となる事業（以下「対象事業」という。）が次のいずれにも該当するときは、後援を行うものとする。

(1) 主催者が次のいずれかに該当すること。

- ア 国又は地方公共団体
- イ 公益法人又はこれに準ずる団体
- ウ その他教育委員会が特に適当と認める者

(2) 事業内容が次のいずれにも該当すること。

- ア 広く町民を対象として相当の規模で行うものであること。
- イ 町民の教育・文化・スポーツの向上に寄与すると認められるものであること。

2 教育委員会は、対象事業が次のいずれかに該当するときは、後援を行わない。

- (1) 主催者が政党、政治結社等であるとき。
- (2) 主催者が宗教団体であるとき。
- (3) 主催者が暴力団と関係があるとき。
- (4) 宗教又は政治活動を目的とする事業であるとき。
- (5) 営利を目的とする事業であるとき。
- (6) 事業を宗教的又は政治的場所で開催するとき。ただし、当該事業の内容が前項第2号に該当する場合であって当該場所で行うことが妥当であると判断されるときを除く。

(後援の申請)

第4条 後援を希望する者は、事業実施日のおおむね1月前までに、松前町教育委員会の後援申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容が分かるもの
- (2) 収支予算書（事業への参加者から費用を徴収する場合に限る。）
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

(後援の決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、後援の適否を決定し、適当と認めたときは後援決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときは理由を付した書面により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により後援の決定をする場合においては、条件を付することがある。

(実施報告)

第6条 前条第1項の規定により後援の決定を受けた者は、当該事業完了後速やかに事業実施概況報告書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(教育長賞の交付)

第7条 対象事業の主催者は、第4条の後援の申請と併せて教育長賞の交付を申請することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により教育長賞の交付の申請があった場合において、対象事業の内容が教育長賞の交付にふさわしいものであると認められるときは、教育長賞として賞状を交付するものとする。

3 教育長賞の申請は、教育長賞交付申請書(様式第4号)に交付予定の賞状案を添えて、教育委員会に提出して行わなければならない。

(後援又は教育長賞の交付の取消し)

第8条 教育長は、後援又は教育長賞の交付の申請書に虚偽の記載があった場合は、後援の決定又は教育長賞の交付を取り消すことがある。この場合において、既に教育長賞の賞状を交付しているときは、対象事業の主催者にその返還を求めるものとする。

(事務処理)

第9条 後援及び教育長賞の交付に関する事務処理は、対象事業の目的と関連する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、後援及び教育長賞の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年8月22日から施行する。

(松前町教育委員会の後援受諾に関する基準の廃止)

2 松前町教育委員会の後援受諾に関する基準(平成26年4月1日施行)は、廃止する。